

平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項〔通所リハビリテーション実施〕

注1) 平均利用延人員数の算定にかかる利用者数の取扱い

平均利用延人員数の算定にあたっては、利用者ごとに下記の通り取扱うこと。

● 平均利用延人員数に含める利用者

- ア 保険給付の対象となる通所リハビリテーションの提供を受けた利用者
- イ 指定通所リハビリテーション事業者が一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーションの利用者
(老企第36号 第二 8(8)①)
- ウ 通所リハビリテーションの利用者と一体的にサービスを提供している自費利用者(支給限度額を超えたため全額自己負担により通所リハビリテーションの提供を受けた利用者を含む。)

● 平均利用延人員数に含めない利用者

- ア 指定通所リハビリテーション事業者が一体的に事業を実施しない指定介護予防通所リハビリテーションの利用者(単位を分けて行っている場合等)
(老企第36号 第二 8(8)①)
- イ 第1号通所事業の利用者
- ウ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者
- エ 特定施設入居者生活介護の外部サービス利用者
- オ 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている利用者

注2) 「所要時間が6時間以上の利用者」以外の利用者を受け入れている場合

平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。

また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
(老企第36号 第二 8(8)②)

注3) 厲月を通じて毎日事業を実施した月があった場合

1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における利用延人員数は、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じた数とする。（※小数点第3位を四捨五入。）

（老企第36号 第二 8(8) ②）

[具体例] 6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
延べ人数	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00	-
X6/7	-	-	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64					-
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00	3313.03

→ 利用延べ人数（4月～2月）…3313.03人

平均利用延人員数=3313.03人÷11ヶ月=301.184…人

（「介護サービス関係Q&A」（平成24年3月30日付介護保険最新情報Vol.273）問10）

注4) 2単位以上で事業を実施している場合

同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを提供する場合、規模別報酬に関する利用者の計算はすべての単位を合算して行う。

（「介護サービス関係Q&A」（平成21年3月23日付介護保険最新情報Vol.69）問52）

注5) 計算上における端数処理について

注3) に従い7分の6を乗じた数を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

（「介護サービス関係Q&A」（平成24年3月30日付介護保険最新情報Vol.273）問10）

注6) 平均利用延人員数を前年度の実績に基づいて算出しない場合

前年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。 （老企第36号 第二 8(8) ③）